

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業所
指定特定相談支援事業所

} 管理者各位

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の事故報告について(通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の取扱いにつきましては平成30年4月23日付け障福第1017号で通知したところですが、別添取扱い要領の一部を改正しましたので、通知します。

今後も本県への報告については当該要領に従い、下記により取り扱うようお願いします。

なお、事故報告書の様式につきましては、内容が網羅されていれば、法人や事業所等で作成した任意の様式での提出も可とします。

また、死亡又は30日以上の治療を要する重大事故については、消費者安全法に基づき、県から消費者庁及び厚生労働省への報告対象となりますのであらかじめ御了承ください。

記

指定障害福祉サービス事業者等は、次の県条例に基づき、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされています。

これにより、事故発生の際は別添の参考様式を参考に、速やかに報告してください。

【参考】

- 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年神奈川県条例第9号)
- 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年神奈川県条例第10号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年厚生労働省令第27号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年厚生労働省令第28号)

※ 指定障害福祉サービス事業者等＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、特定相談支援、障害者支援施設（共生型がある事業種別については、共生型事業所を含む。）

問合せ先
監査グループ 福永
電話 045-210-4736